

⑧ 給与支払報告書(総括表)

奈良県天理市長

(市町村コード 292044)

		A	B	指 定 番 号
		※	※	※ (新規)
令和 年 月 日提出 (追加 ・ 訂正)				
給与の支払期間	令和 年 月 分から 月 分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号	(右詰めで記載してください)			
フリガナ	事業種目			
給与支払者の名称又は氏名	受 給 者 総 人 員			
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	特別徴収 (給与天引き) 在職者			
フリガナ	人			
同上の所在地	普通徴収 (個人納付) 退職者又は退職予定者			
特 別 徴 収 関 係 書 類 の 送 付 先	乙欄 その他			
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	計			
連 絡 先	納付書の送付 (特別徴収者がいる場合、当ではまる方に○をつけてください。)			
氏名	必要 納付書を使用して納付			
(電話番号 - -)	不要 eLTAX地方税共通納税システム、金融機関の納入サービスを使用			
関与税理士等	氏名			
(電話番号 - -)	※前職分を含む給与支払報告書は、個人明細の摘要欄に前職分の会社名と金額等を記入してください。			

令和8年度 給与支払報告書(総括表)について

平素から、税務行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、給与支払報告書の提出に際しましては、eLTAXで提出されない場合、事務効率化のため、本状の総括表をご使用くださいますようお願い申し上げます。
なお、提出の際にこの総括表以外の総括表を使用される場合でも、必ずこの総括表を添付してください。
特別徴収とは別に普通徴収の給与支払報告書は、普通徴収切替理由書(兼仕切紙)で区分けして、特別徴収の後につけてご提出ください。
税理士・会計事務所等へ依頼される場合は、本状と普通徴収切替理由書(兼仕切紙)をお渡しください。

※総括表の記載内容に誤りや変更がある場合は、正しいものに朱書きで訂正してください。

- 令和8年1月1日現在、天理市に住所のある方で、貴事業所から令和7年1月1日から12月31日の間に給与等の支払いを受けた方全員について、給与支払報告書を提出してください。
(中途退職の方、臨時・パートの方も含まれます。)
- 総括表は1部、給与支払報告書は各人につき1部、ご提出ください。
- 受給者のフリガナ、生年月日、個人番号は必ずご記入ください。
(同姓同名の間違い防止のため)
- 控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号についてもご記入ください。
- 摘要欄には、「前事業所名・前職分給与・社会保険料額・源泉徴収税額」、「普通徴収への切替理由a～e」をご記入ください。特定親族特別控除がある場合は、各人の控除額及び合計所得金額又はその見積額を記載してください。
- 普通徴収切替理由書(兼仕切紙)には、普通徴収への切替理由ごとに人数をご記入ください。
- 給与支払報告書提出後に、特別徴収対象者に退職・転勤等の異動が生じた場合は、異動届を提出してください。

「総括表」と「給与支払報告書」は、令和8年2月2日(月)までに ご提出ください。
※早期提出にご協力をお願いします。

【給与支払報告書(総括表)提出先及び問合せ先】
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所税務課市民税係
電話 0743-63-1001 (代表) 内線248・249・613

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

給与支払者様

令和 年 月 日

奈良県天理市長

指定番号	
事業所名	

奈良県
天理市

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記5項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）	人
e	総従業員数が2名以下	人
普通徴収合計人数		人

<留意点>

- この切替理由書（兼仕切紙）は、普通徴収対象者（特別徴収できない人）の給与支払報告書個人別明細書の上に付けて提出してください。（特別徴収のみの場合は不要）
※提出時の綴り方については下図をご参照ください。
※エルタックスを利用される場合は、切替理由a～eいずれかを摘要欄の最初に入力するとともに、普通徴収欄にチェックを入力してください。その場合、この切替理由書の提出は不要です。
- 総括表の普通徴収欄の人数と切替理由書（兼仕切紙）の合計人数が一致することを必ずご確認ください。
- a～eの5項目以外が理由の場合、普通徴収は認められません。
- 上記切替理由と同一の項目が記入されていれば、任意の様式での提出でも構いません。

<提出時の綴り方>



<給与支払報告書個人別明細書 抜粋>

社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
内	千円	円	千円	円	千円
(摘要) エルタックス等で提出の際は略号の記載が必要 (乙欄適用又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。) a～e 令和8年3月31日退職予定					
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄 本人が障害者その他	寡婦 ひとり親 勤労学生
中途就労退職 就職 退職 年 月 日					

退職予定者は退職予定日を摘要欄に記入してください。

個人住民税の特別徴収義務に関するお知らせ

日頃は、税務行政の推進に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、所得税の源泉徴収義務者である給与支払者には、法令により、従業員の個人住民税についても給与から天引きし、従業員が在住する各市町村へ納入する（これを「特別徴収」と言います。）義務が課されています。

そこで、奈良県内のすべての市町村と県では、すべての事業者の方にこの特別徴収を行っていただくための取組を推進しており、天理市でも原則として、所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者を対象に、特別徴収義務者として指定しておりますので、御理解を賜りますようお願いします。

なお、以下のa～eに該当する給与所得者（従業員）は特別徴収の対象となりませんので、該当する方がおられる場合は、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書(兼仕切紙)」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄にa～eの記載をお願いします。

【普通徴収で納付いただける方】

- 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄該当者）
- 総従業員数が2名以下

給与支払報告書提出のeLTAX利用義務化

☆eLTAXとは

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。



☆全国の市町村に提出ができます ☆面倒な仕分けが省けます

☆電子データでの提出が義務付けられます(※)

(※) 源泉徴収票をeLTAX又は光ディスク等により提出することが義務付けられた給与支払者とは、基準年（前々年）に税務署へ提出すべき源泉徴収票が100枚以上である給与支払者をいいます。なお、この要件は令和9年1月1日以降【30枚以上】に引き下げられます。

◎利用できる科目 ◆個人住民税（給与支払報告書、特別徴収関連手続） ◆法人市民税等

◎詳しくは、右記ホームページをご覧ください。◆エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

◎お問い合わせ ◆エルタックス（0570-081459）